

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産

取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの

取得原価

② 出資金

ア 市場価格のないもの

出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品

先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物

8 年～58 年

イ 工作物

6 年～60 年

ウ 物品

2 年～53 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に、退職手当債務から茨城県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、茨城県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

(リース期間実質が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項ありません。

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項ありません。

3. 重要な後発事象

該当事項ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引 当金計上額	貸借対照表 未計上額	
茨城県信用保証協会	- 千円	- 千円	849,368 千円	849,368 千円
計	- 千円	- 千円	849,368 千円	849,368 千円

5. 追加情報

(1) 全体連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分
国民健康保険特別会計	特別会計
下水道事業特別会計	特別会計
農業集落排水事業特別会計	特別会計
介護保険事業特別会計	特別会計
後期高齢者医療特別会計	特別会計
水道事業会計	公営企業会計
工業用水道事業会計	公営企業会計

全体連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

すべての普通財産

イ 内訳

事業用資産	1,212,068 千円 (1,212,068 千円)
土地	1,189,048 千円 (1,189,048 千円)
建物	23,020 千円 (23,020 千円)
インフラ資産	1 千円 (1 千円)
土地	1 千円 (1 千円)

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の () 内の金額は貸借対照表における簿価を記載しています。